資料８

再生可能エネルギー政策の再構築に向けた当面の対応

2019年5月30日
資源エネルギー庁

１．未稼働案件（2015年度認定）への対応

２．洋上風力促進WGにおける検討の結果と再エネ海域利用法・系統整備の在り方

国民負担の抑制について検討すべき論点

＜第13回小委で御議論いただいた論点＞

＜国民負担の抑制＞

本日御議論いただきたい論点

■ 事業用太陽光発電に対し買取費用総額3.6兆円の約７割が投じられている中、新規案件のコストダウンや既認定案件の適正な導入も含め、**国民負担の抑制に向けどのような打開策を講じていくか**。

＜自立化に向けた政策措置＞

■ 現行制度の下、長期にわたる**固定価格での買取義務**や**発電事業者としての然るべき責務の免除**（FITインバランス特例によるインバランスリスクの回避、30日等ルールによる出力制御補償など）により、**電力市場から半ば隔離された状況**で導入が進められ、再生可能エネルギーの電力市場への統合は十分になされて来なかった。

■ こうした課題を踏まえつつ、**FIT制度の抜本見直し**においては、再生可能エネルギーの導入が、**国民負担**や**地域偏在性**の観点からも、量・質・コストの面において適正に進むよう、**どのような制度を、それぞれの活用モデルや電源別・成熟段階別にどのように当てはめていくか**。

＜第13回小委における主な御意見＞

- FIT制度に伴う国民負担は、火力等の燃料費が増加することなどによって回避可能費用が増加すると、買取費用総額が増加しても、賦課金の増加は抑制される構造にあるため、足下の短期的なコストだけでなく、将来のあるべき姿や電力コストを見据えた議論を行うべき。
- 未稼働案件については、力強い措置を検討していただきたい。

国民負担の増大と電気料金への影響

- 2019年度の**買取費用総額は3.6兆円**、**賦課金総額は2.4兆円**。再エネ比率10%→16%**（+6%：2017年度）に約2兆円/年**の賦課金を投じた。今後、16%→24%**（+8%）を+約１兆円/年**で実現する必要がある。

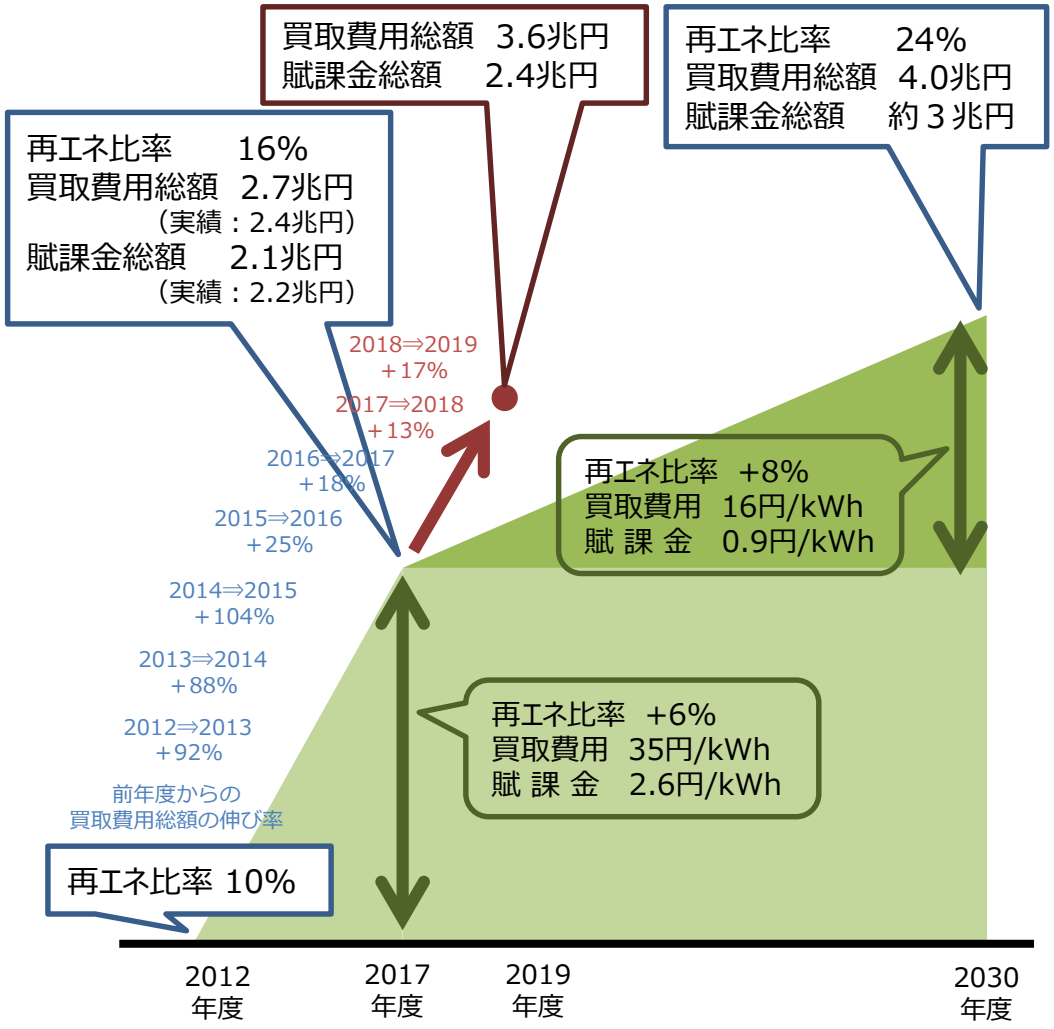

（注）2017～2019年度の買取費用総額・賦課金総額は試算ベース。
2030年度賦課金総額は、買取費用総額と賦課金総額の割合が2030年度と2017年度が同一と仮定して算出。
kWh当たりの買取金額・賦課金は、（１）2017年度については、買取費用と賦課金については実績ベースで算出し、（２）2030年度までの増加分については、追加で発電した再エネが全てFIT対象と仮定して機械的に、①買取費用は総買取費用を総再エネ電力量で除したものとし、②賦課金は賦課金総額を全電力量で除して算出。

<旧一般電気事業者の電気料金平均単価と賦課金の推移>

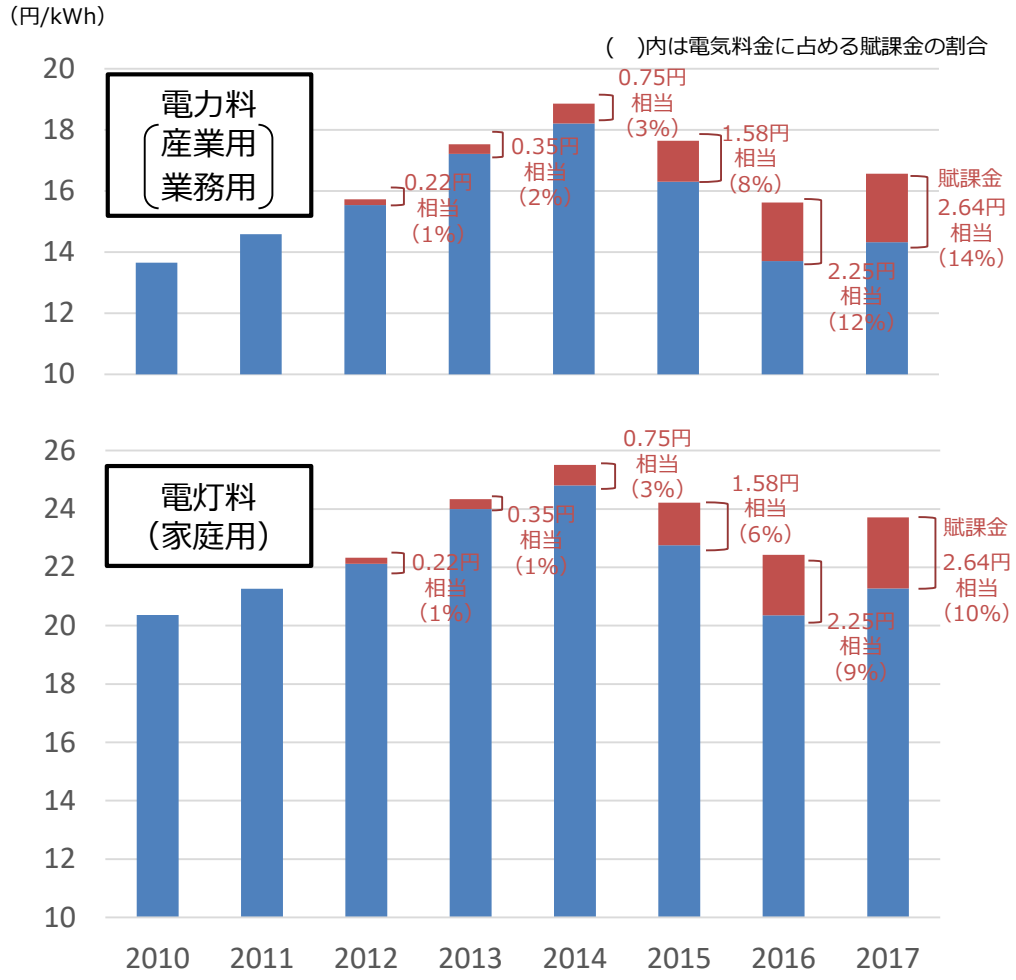

（注）発受電月報、各電力会社決算資料等をもとに資源エネルギー庁作成。
グラフのデータには消費税を含まないが、併記している賦課金相当額には消費税を含む。
なお、電力平均単価のグラフではFIT賦課金減免分を機械的に試算・控除の上で賦課金額の幅を図示。

FIT制度に伴う国民負担の現状

- 再生可能エネルギーの導入拡大により、FIT制度に伴う買取費用総額・賦課金（国民負担）総額は増大。**2019年度の買取費用総額は約3.6兆円**となり、**前年度（約3.1兆円）から約0.5兆円増加**した。
- 他方で、**2019年度の賦課金総額は約2.4兆円（賦課金単価2.95円/kWh）**となり、**前年度（総額約2.4兆円・単価2.90円/kWh）から微増に止まった**。これは、**前年度から回避可能費用等が大きく（約0.5兆円）増加した**ことが要因。

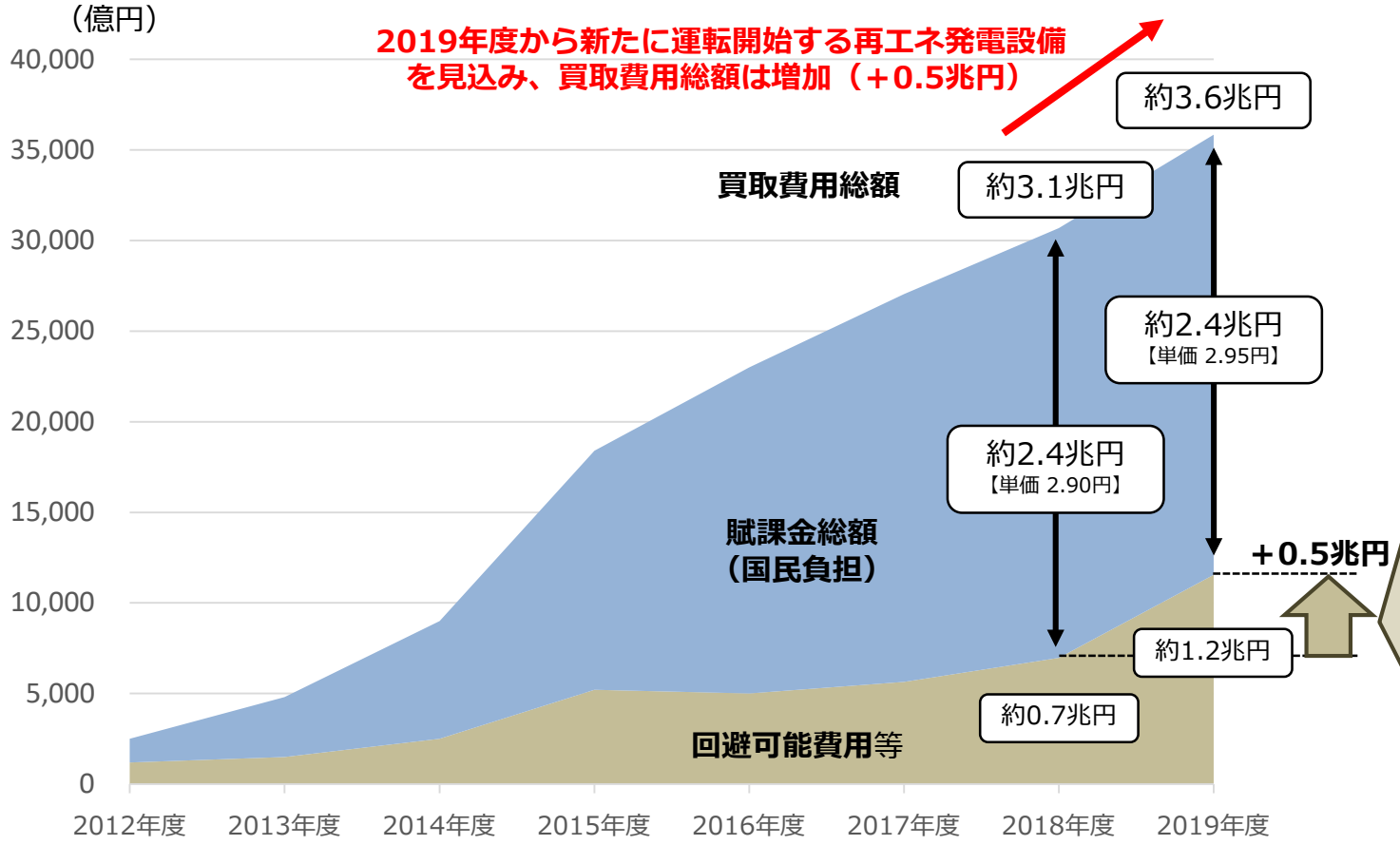

回避可能費用等の増加要因	
再エネ電気の**買取量の増加**	＋1,600億円
燃料価格に連動する**回避可能費用単価の上昇**	＋1,100億円
2017年度までの運転開始が見込みを下回ったことによる**剰余金の活用**	＋1,900億円
合計	**＋4,600億円**

（参考）太陽光発電に偏重した急速な拡大と未稼働問題①

- FIT制度により、**参入障壁が低く開発のリードタイムが短い太陽光発電**が急速に拡大し、FIT**認定容量約8,977万kWの約81%**を占める。増大する国民負担（2019年度の**買取費用総額3.6兆円**）の**約７割※が事業用太陽光発電**に充てられている。

※残りは、１割強がバイオマス発電、２割弱がその他の電源。

- 特に、制度創設初期の2012・13・14年度に認定を受けた**40円・36円・32円の事業用太陽光発電のFIT認定容量が約5,369万kW**と大宗を占める。**改正FIT法で2017年度から導入した入札制による競争の効果**もあり、他の再生可能エネルギー電源に比して**新規案件の発電コストは急速に低減**しているものの、これら初期案件の買取費用が**総額3.6兆円の６割超**を占め、根雪のように**国民負担のボリュームゾーン**になっている。

第13回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力NW小委員会 資料1

＜買取総額の内訳＞

住宅用太陽光		0.2兆円	5%
事業用太陽光	2012年度認定	0.8兆円	23%
	2013年度認定	1.0兆円	63% 29%
	2014年度認定	0.4兆円	10%
	2015年度認定	0.1兆円	3%
	2016年度認定	0.1兆円	3%
	2017年度認定	0.03兆円	0.7%
	2018年度認定	0.03兆円	1%
	2019年度認定	0.01兆円	0.3%
	（合計）	（2.5兆円）	（70%）
風力発電		0.1兆円	4%
地熱発電		0.02兆円	0.5%
中小水力発電		0.06兆円	2%
バイオマス発電		0.4兆円	10%
移行認定分 （※約半数が住宅用太陽光）		0.3兆円	9%
合計		3.6兆円	—

＜国内の事業用太陽光発電のシステム費用の推移＞

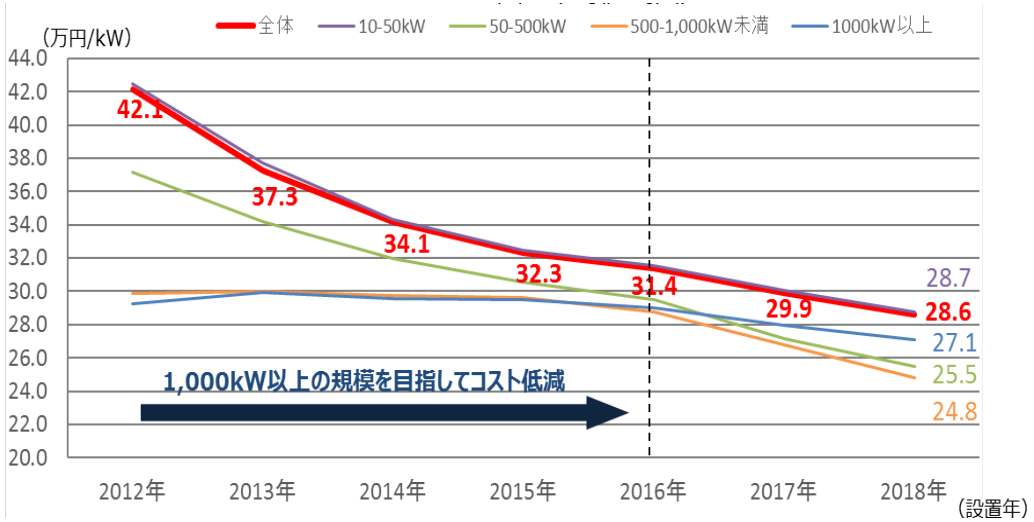

（出典）平成31年度以降の調達価格等に関する意見

（参考）FIT制度に伴う国民負担の内外比較

第9回 再生可能エネルギー大量導入・
次世代電力NW小委員会 資料2

- 日本において、FIT制度開始後5年間（2012年～2016年）で、再エネ比率を約5%増加（10%→15%）させるのに要した**国民負担単価は2.25円/kWh**。（国民負担総額1.8兆円/年）
- 欧州各国（ドイツ・イギリス）で同様に再エネ比率を10%→15%に約5%増加させるのに要した国民負担単価（※）は、**ドイツでは0.63円/kWh**、**イギリスでは0.28円/kWh**となっており、**日本より大幅に低い**。（※）国民負担総額を当該年の電気の全需要量で割ったもの。

＜日本と欧州各国の国民負担の状況＞

	再エネ比率10%程度相当	再エネ比率15%程度相当	10%→15%に要した国民負担
日本	【2011年・再エネ比率10.4%】 国民負担単価：0円/kWh （総額：0円/年）	【2016年・再エネ比率14.5%】 国民負担単価：2.25円/kWh （総額：1.8兆円/年）	国民負担単価：**+2.25円/kWh** （総額：+1.8兆円/年）
ドイツ	【2005年・再エネ比率10.2%】 国民負担単価：0.59円/kWh （総額：3,436億円/年）	【2009年・再エネ比率16.0%】 国民負担単価：1.21円/kWh （総額：6,743億円/年）	国民負担単価：**+0.63円/kWh** （総額：+3,307億円/年）
イギリス	【2011年・再エネ比率9.4%】 国民負担単価：0.02円/kWh （総額：77億円/年）	【2013年・再エネ比率15.1%】 国民負担単価：0.30円/kWh （総額：1,039億円/年）	国民負担単価：**+0.28円/kWh** （総額：+962億円/年）

（出典）欧州各国の国民負担単価は、国民負担総額を当該年の電気の需要量で割ることにより機械的に算出した。
再エネ比率の出典は、欧州各国はIEA World Energy Balances 2017・日本は資源エネルギー庁総合エネルギー統計。
１ユーロ＝120円、１ポンド＝150円で換算した。四捨五入の関係で差分の数値が一致しないことがある。

年度別FIT認定案件の稼働状況

- FIT制度創設初期に認定された案件を含め、**FIT認定を受けているものの、未稼働となっている案件が多く存在**する。（未稼働案件も系統容量確保済み。）
- 例えば、事業用太陽光（10kW以上）の未稼働案件は、以下のとおり。
  - 2012年度認定案件のうち、 **281万kW（19%）が未稼働**（2012年度調達価格：40円/kWh）
  - 2013年度認定案件のうち、**1,164万kW（44%）が未稼働**（2013年度調達価格：36円/kWh）
  - 2014年度認定案件のうち、 **685万kW（55%）が未稼働**（2014年度調達価格：32円/kWh）
  - 2015年度認定案件のうち、 **157万kW（45%）が未稼働**（2015年度調達価格：27円/kWh）

	既稼働	未稼働	合計
2012年度認定【40円】	1,203万kW	281万kW	1,484万kW
2013年度認定【36円】	1,474万kW	1,164万kW	2,638万kW
2014年度認定【32円】	562万kW	685万kW	1,248万kW
2015年度認定【27円】	192万kW	157万kW	349万kW
2016年度認定【24円】	192万kW	363万kW	555万kW
2017年度認定【21円】(※1)	86万kW	185万kW	272万kW
2018年度認定【18円】	12万kW	94万kW	105万kW
合計(※2)	**3,722万kW**	**2,929万kW**	**6,651万kW**

◎2012～2014年度
未稼働案件：約2,130万kW

運転開始期限なし	約940万kW
運転開始期限有無 未判明分	約490万kW
運転開始期限あり	約700万kW

◎2015年度
未稼働案件：約160万kW

運転開始期限なし	約80万kW
運転開始期限有無 未判明分	約20万kW
運転開始期限あり	約60万kW

2016/8/1以降接続契約
⇒ 運転開始期限（３年）を設定

※1　2017年度認定は、2018年4月以降に新規認定された2017年度価格案件を含む。ただし、数値は暫定集計値である。
※2　改正FIT法による失効分（2019年1月時点で確認できているもの）を反映済。

認定時期・運転開始時期と発電コストの関係

- 事業用太陽光発電のシステム費用は、認定時期よりも**運転開始時期による影響が大きく**、**運転開始時期が直近になるにつれて、コストが低減する傾向**が見られる。

認定年度＼運転開始年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
2012年度認定	5,575件	37,889件	8,383件	2,839件	1,300件	603件	269件
	42.5万円/kW	37.3万円/kW	33.9万円/kW	33.4万円/kW	34.4万円/kW	32.8万円/kW	31.2万円/kW
	40.9万円/kW	36.4万円/kW	33.5万円/kW	32.5万円/kW	34.3万円/kW	31.6万円/kW	30.6万円/kW
2013年度認定		12,241件	61,345件	25,878件	11,872件	6,138件	1,636件
		37.4万円/kW	34.2万円/kW	33.1万円/kW	32.8万円/kW	33.3万円/kW	31.6万円/kW
		36.8万円/kW	33.3万円/kW	32.3万円/kW	31.7万円/kW	31.7万円/kW	29.1万円/kW
2014年度認定			15,751件	46,422件	11,136件	3,049件	647件
			34.1万円/kW	31.9万円/kW	30.7万円/kW	30.8万円/kW	29.6万円/kW
			33.8万円/kW	31.7万円/kW	29.9万円/kW	29.6万円/kW	27.7万円/kW
2015年度認定 ※～6/30				3,596件	2,699件	395件	89件
				32.5万円/kW	31.1万円/kW	29.9万円/kW	29.0万円/kW
				32.0万円/kW	31.3万円/kW	29.5万円/kW	28.7万円/kW
2015年度認定 ※7/1～				3,033件	16,515件	3,406件	523件
				32.0万円/kW	31.2万円/kW	29.1万円/kW	28.7万円/kW
				30.9万円/kW	30.9万円/kW	28.7万円/kW	27.9万円/kW
2016年度認定					6,425件	18,831件	3,088件
					30.3万円/kW	28.8万円/kW	28.0万円/kW
					29.7万円/kW	28.8万円/kW	27.5万円/kW
2017年度認定						3,605件	5,524件
						29.6万円/kW	27.9万円/kW
						29.2万円/kW	27.1万円/kW
2018年度認定							1,992件
							28.6万円/kW
							27.2万円/kW

平成30年度の調達価格等算定委員会で使用した定期報告データより作成。10万円/kW未満及び100万円/kW以上の案件は異常値として排除した。

上段：分析対象件数、中段：システム費用平均値、下段：システム費用中央値

未稼働案件がもたらす問題

- 2012年７月のFIT制度開始以降、**事業用太陽光発電**は**急速に認定・導入量が拡大**し、資本費の低下などを踏まえて**調達価格が半額以下にまで下落**（2012年度40円/kWh→2019年度14円/kWh）。価格低減率は他の電源に比べて非常に大きく、認定時に調達価格が決定する中で、**大量の未稼働案件による歪みが顕著**に現れている。
- 具体的には、**高い調達価格の権利を保持したまま運転を開始しない案件が大量に滞留**することにより、以下のような課題が生じている。

国民負担の増大をもたらす	• 既に国民負担が年間2.4兆円に達している中、これらが後々動き出すと、**その時点から20年間**FITによる買取りが行われるため、**国民負担が更に増大**し、それが**事業者の過剰な利益**となってしまう。
新規開発・コストダウンが進まない	• 事業者の立場としては、入札による新規案件の価格競争よりも、まずは**高価格で残っている案件の発掘・開発を進めていくことが優先。**これらが運転開始する又は諦めて撤退するなどして解消されないことには、**新規開発への着手は後回し**にならざるを得ない。【事業者A】
系統容量が押さえられてしまう	• 新規開発を進めたいが、系統がなかなか空いていない。最近は、「適地かどうか」よりも「系統が空いているかどうか」を入口にして開発地を探している。**無理筋な未稼働案件が消えてくれれば、系統にも余裕が生まれ、新規開発の幅が広がる。**【事業者B】

事業用太陽光発電の未稼働案件に適切に対応することで、**国民負担の抑制**に資するのみならず、**他の再生可能エネルギー電源も含めた新規開発の促進**が可能。

未稼働案件へのこれまでの対応

- 2017年４月に施行された改正FIT法においては、接続契約の締結に必要となる**工事費負担金の支払いをした事業者であれば、着実に事業化を行うことが見込まれる**との前提の下、
（１）原則として2017年3月末までに**接続契約締結できていない案件を失効**させる措置を講じ（これまでに約2,070万kWの事業用太陽光発電の失効を確認済み）、
（２）**2016年８月１日以降に接続契約を締結した案件には「認定から３年」の運転開始期限を設定**し、期限超過分だけ調達期間（20年間）が短縮されることとした。

- しかしながら、**接続契約を締結してもなお大量の未稼働滞留が継続している**のが現状。このうち**2016年7月31日以前に接続契約を締結**したものは、**早期の運転開始が見込まれるため当時は運転開始期限が設定されなかった**が、これにより逆に**規律が働かないまま未稼働**となってしまっていたところ。

- FIT法において、調達価格は、**その算定時点において事業が「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎**とし、**「適正な利潤」を勘案**して定めるものとされている。太陽光パネル等のコストが年々低下し、2018年度の調達価格が18円/kWh、2019年度は14円/kWhとなっている中で、運転開始期限による規律が働かず**運転開始が遅れている事業に、認定当時のコストを前提にした調達価格が適用されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でない**。

- このため、昨年10月の本小委員会（第9回）において、**再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立**を図る観点から、
  - 認定当時のコストを前提にした高い調達価格ではなく、**運転開始のタイミングに合わせて**、改めて、**その時点で運転開始する事業のコストを反映した適正な調達価格**を適用するとともに、
  - **早期の運転開始を担保するための措置**を講じる

  方向性について御議論いただき、**2012～14年度認定案件に対する具体的な対応**を取りまとめていただいた。

- その上で、意見公募手続を行い**パブリックコメントを踏まえた一定の修正**を加え、昨年12月5日に経済産業省としての最終方針を示したところ。

（参考）調達価格の推移

急速なコストダウンが見込まれる電源

地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源

電源【調達期間】	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	価格目標
事業用太陽光（10kW以上）【20年】	40円	36円	32円	29円 27円※1 ※1 7/1～（利潤配慮期間終了後）	24円	入札制（2,000kW以上） 21円（10kW以上2,000kW未満）	18円（10kW以上2,000kW未満）	**入札制（500kW以上）** **14円（10kW以上500kW未満）**			**7円（2025年）**
住宅用太陽光（10kW未満）【10年】	42円	38円	37円	33円 35円※2 ※2 出力制御対応機器設置義務あり	31円 33円※2	28円 30円※2	26円 28円※2	24円 26円※2 **(2020年度以降は設置義務の有無にかかわらず同区分)**			**卸電力市場価格（2025年）**
風力【20年】			36円（洋上風力（着床式・浮体式）） 22円(20kW以上) ※3 55円(20kW未満)			21円（20kW以上）※3	20円※3 36円（着床式） ※4一般海域利用ルールの適用案件は、入札制移行。 36円(浮体式)	19円※3	18円※3		8～9円（2030年）
バイオマス【20年】 ※6 ※7						24円(バイオマス液体燃料) 24円（20,000kW以上） 21円（20,000kW以上） 24円（20,000kW未満） 24円(一般木材等) 24円（20,000kW以上） 21円（20,000kW以上） 24円（20,000kW未満）	入札制 入札制（10,000kW以上） 24円（10,000kW未満）	**入札制** **入札制（10,000kW以上）** **24円（10,000kW未満）**		**40円** **32円** **13円** **17円** **39円**	FIT制度からの中長期的な自立化を目指す
						32円(未利用材) 40円(2,000kW未満) 32円(2,000kW以上) 13円(建設資材廃棄物) 17円(一般廃棄物その他バイオマス) 39円（メタン発酵バイオガス発電 ※7）					
地熱【15年】						26円(15,000kW以上) ※3 40円(15,000kW未満) ※3				**26円** **40円**	
水力【20年】						24円(1,000kW以上30,000kW未満)※3 24円 20円(5,000kW以上30,000kW未満) ※3 27円（1,000kW以上5,000kW未満）※3 29円(200kW以上1,000kW未満) ※3 34円(200kW未満) ※3				**20円** **27円** **29円** **34円**	

※3　風力・地熱・水力のリプレースについては、別途、新規認定より低い買取価格を適用。
※5　新規燃料は、副産物も含めて、持続可能性に関する専門的・技術的な検討において持続可能性の確認方法が決定されたもののみをFIT制度の対象とし、この専門的・技術的な検討の結果を踏まえ、調達価格等算定委員会で取扱いを検討。
※6　石炭混焼案件について、一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物との混焼を行うものは、2019年度よりFIT制度の新規認定対象とならないことを明確化し、2018年度以前に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。
一般廃棄物その他バイオマスとの混焼を行うものは、2021年度よりFIT制度の新規認定対象から除き、2020年度以前に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。
※7　主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電は、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わない。

（参考）未稼働案件への対応の方向性（案）

- こうした未稼働案件に対し、2017年４月に施行された改正FIT法においては、接続契約の締結に必要となる**工事費負担金の支払いをした事業者であれば、着実に事業化を行うことが見込まれる**との前提の下、
  - 原則として**2017年３月末までに接続契約を締結できていない**未稼働案件の**認定を失効**させる措置を講じ（事業用太陽光発電は、これまでに**約1,700万kWが失効**）、
  - 加えて、**2016年８月１日以降に接続契約を締結**した事業用太陽光発電については**「認定日から３年間」の運転開始期限**を設定し、それを経過した場合は、**その分だけ調達期間（20年間）が短縮**されることとした。
- しかしながら、**接続契約を締結した上でなお大量の案件が未稼働のまま滞留**しているのが現状であり、このうち2016年７月31日以前に接続契約を締結したものは、**早期の運転開始が見込まれるため当時は運転開始期限が設定されなかった**が、現在は逆に**規律が働かないまま未稼働**となってしまっている。
- **運転開始期限による規律が働かず長期間運転開始しない**ものについては、**再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立**を図るという**FIT法の趣旨に反する**ことから、
  - 認定当時のコストを前提にした高い調達価格ではなく、**運転開始のタイミングに合わせて**、改めて、**その時点で運転開始する事業のコストを反映した適正な調達価格**を適用するとともに、
  - **早期の運転開始を担保するための措置**を講じる

  ことを検討してはどうか。
- なお、**既に運転開始期限が設定されている未稼働案件**についても、それが**着実な早期運転開始を促す効果を十分に発揮しているか注視**した上で、今後、必要に応じ対応を検討していくべきではないか。

未稼働案件（2012～14年度認定）への対応

既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応
（事業用太陽光発電の未稼働案件）
2018/12/5　資源エネルギー庁（一部加工）

- **2012～14年度認定**の事業用太陽光発電で、**運転開始期限が設定されていない**ものが対象。ただし、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できる大規模事業（2MW以上）に限り、今回の措置を適用しない。
- 以下の**期限までに運転開始準備段階に入った**（送配電事業者によって系統連系工事着工申込みが不備なく受領された※1）**ものは、従来の調達価格**を維持。**間に合わなかったものは、運転開始準備段階に入った時点の２年前の調達価格**（例：2019年度受領 ⇒ 2017年度21円/kWh）を適用。

  ※1）系統連系工事着工申込みに当たっては、**林地開発の許可等の主要な許認可の取得等を要件**とする。
- 新たに**運転開始期限（原則として１年間）を設定**し、早期の運転開始を担保。なお、着工申込み前であれば、**調達価格を維持したまま太陽光パネルを変更できる**仕組みとする。
- 受領期限や運転開始期限の設定においては、**大規模事業（2MW以上）や条例アセス対象事業に一定の猶予期間**を確保。

パブリックコメントを踏まえた主な修正事項

		（提出期限）	系統連系工事着工申込みの受領期限	運転開始期限※2
原則（2MW未満）		（2019/2/1）	2019/3/31	2020/3/31
猶予措置	2MW以上	（2019/8末目途）	2019/9/30	2020/9/30
	条例アセス対象	（2020/2末目途）	2020/3/31	2020/12/31

※2）着工申込みの受領が期限に間に合わなかった場合の運転開始期限は、最初の着工申込みの受領日から1年間

（参考：具体的な措置①）措置の対象

- －**2012年度～2014年度にFIT認定**を受けた**事業用太陽光発電（10kW以上）**のうち、
  －**運転開始期限が設定されていない**（2016年７月31日までに接続契約を締結した）
  未稼働案件を対象に、適時の調達価格の適用及び運転開始期限の設定のための措置（以下「今回の措置」という。）を講じる。
- ただし、中には既に本格的に開発工事に着手しているものもあり、それらは早期に稼働することが期待されることから、**開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できる大規模事業（2MW以上）に限り、今回の措置を適用しない**こととする。※1

※1）この場合も系統連系工事着工申込みの提出は求めることとし、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得る。

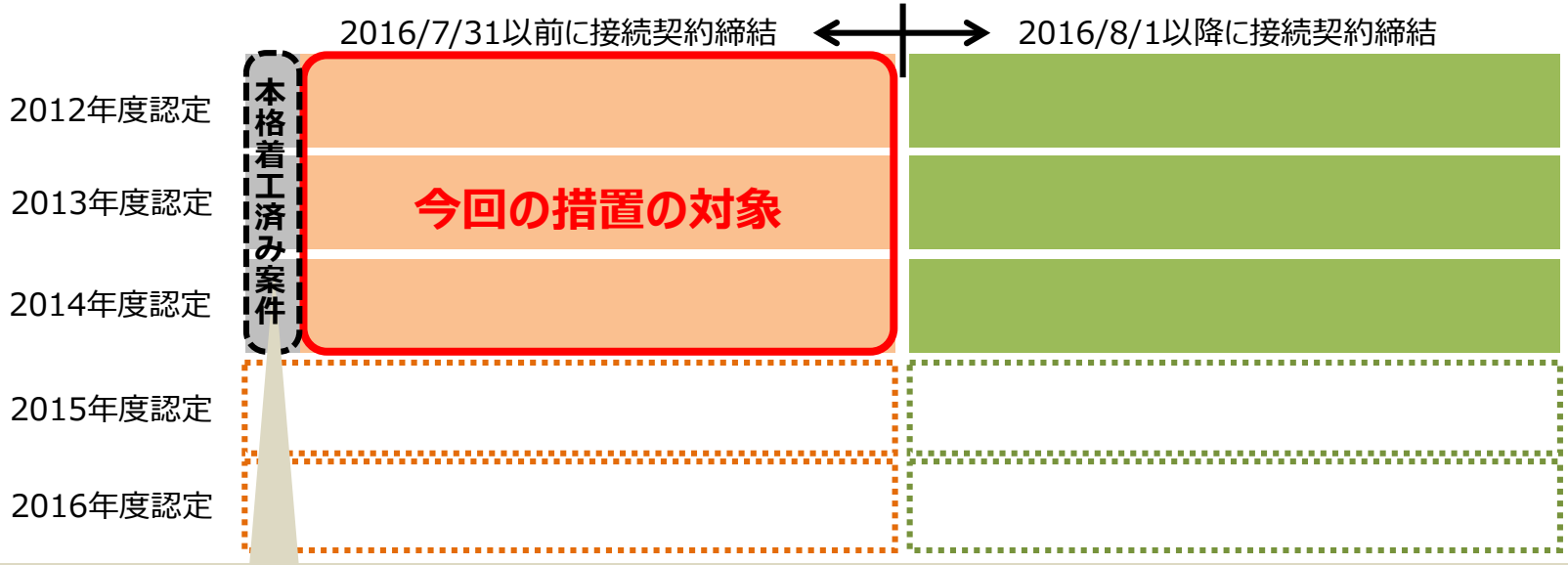

【原則】
- 2018/12/5時点で、既に電気事業法に基づく「工事計画届出」受理※2

※2）いずれも不備なく受理されている場合に限る。

【例外】 開発工事本格着手済みだが工事計画届出が未受理の事業に、一定の猶予
- 2018/12/5時点で、既に「林地開発許可」取得し、「林地開発行為着手届出」受理※2, 3
  ※3）林地開発許可対象外案件の場合は、既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できるもののみを限定的に採用
- 2019/9/30までに、「工事計画届出」受理※2
- 2019/10/31までに、太陽光パネル等の設置工事に着手

（参考：具体的な措置②）運転開始のタイミングに合わせた適用判断

- **送配電事業者が最短の「連系開始予定日（発電設備と電線路とを電気的に接続する予定日）」を決定できる**状態を「運転開始準備段階」と考え、この連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続として**「送配電事業者への系統連系工事の着工申込み」**を明確に位置付けて、**送配電事業者が当該申込みを不備なく受領した日**を基準に、今回の措置の適用を判断する。

既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（事業用太陽光発電の未稼働案件）
2018/12/5　資源エネルギー庁（一部加工）

- 系統連系工事着工申込みの提出に当たっては、以下を要件とする。※

①提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること

②提出時点で、以下の許認可等に係る手続が現に終了していること（いずれも必要な場合に限る）
- 農振除外及び農地転用の許可の取得（又は届出の受理）
- **環境影響評価法又は**条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧
- 林地開発の許可の取得

③提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと

※ 改正FIT法の施行に伴う「みなし認定」に係る書類を経済産業大臣に提出済みであることや、送配電事業者の請求に応じた工事費負担金を支払済みであることは、当然の前提。

系統連系工事着工申込みの提出 → **系統連系工事着工申込みの受領** → **連系開始予定日の決定**

系統連系工事着工申込み後に生じる事象の例

	適用される調達価格
• **着工申込みの時点で要件①②を満たしていなかった**ことが明らかになった • 運転開始前に、再生可能エネルギー発電事業計画の**変更認定申請**を行った	**再度の着工申込み**が必要 ↓ 調達価格は**変更**
• 当初決定した連系開始予定日に**何らかの理由（工事の遅延等）で間に合わなくなった** • 運転開始前に、再生可能エネルギー発電事業計画の**変更届出**を行った	調達価格は**維持**

（参考：具体的な措置③）運転開始のタイミングを踏まえた適正な調達価格

既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（事業用太陽光発電の未稼働案件）
2018/12/5　資源エネルギー庁

- 今回の措置においては、
  - **着工申込みを送配電事業者が受領した日**を適用基準点とすることと、
  - 通常の案件には**「運転開始の３年前の年度の調達価格」が適用されることとのバランス**

  を考慮し、施行日以降に着工申込みが受領された場合、当該**受領日の２年前の年度の調達価格**を「適時の」調達価格として適用する。（例：2019年度に着工申込みが受領された場合、2017年度の調達価格21円/kWhを適用）
- なお、入札対象に該当する規模の案件であっても、当該年度の**入札対象外規模の調達価格を適用**する。

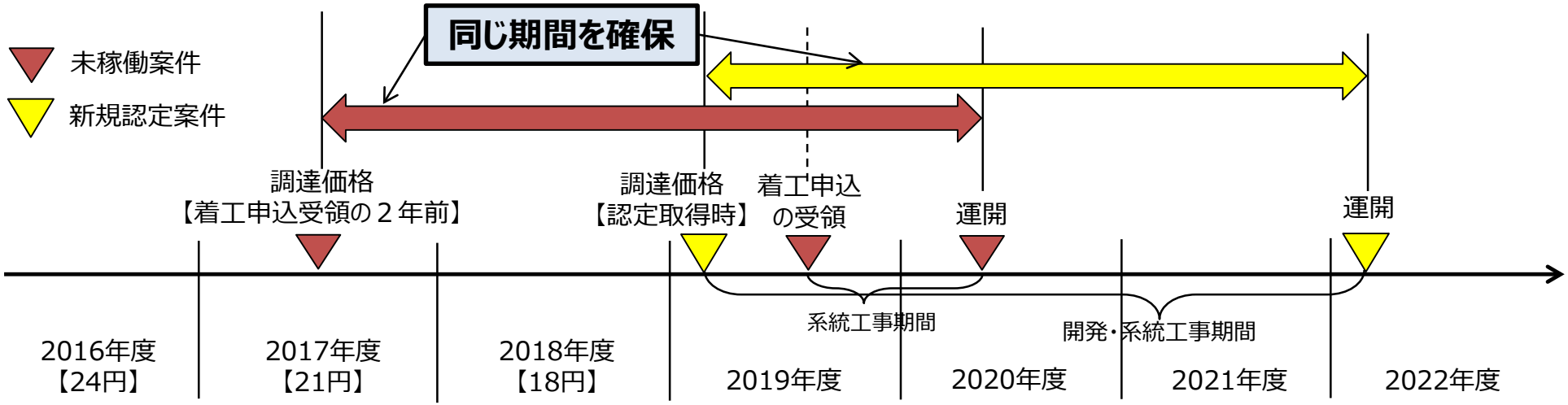

（参考：具体的な措置④）施行期日

既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（事業用太陽光発電の未稼働案件）
2018/12/5　資源エネルギー庁

- 既に運転開始準備に入っている事業には従来の調達価格が適用される仕組みとなることを念頭に、**2019年3月31日までに着工申込みが受領されるものについては、これまでどおりの調達価格を適用**し、**2019年4月1日以降に着工申込みが受領されるものについては、その２年前の年度の調達価格を適用**する。

- ただし、大規模事業（2MW以上）や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、**既に許認可の申請等のプロセスに入っていてもなおその完了までに一定の期間を要する場合がある**ことを踏まえ、**事業規模等に応じた猶予期間を確保**する。（**2MW以上の事業については2019年10月1日**を、**条例に基づく環境アセスメント対象事業については2020年4月1日**を施行期日とする。）

※ なお、施行期日までに送配電事業者が受領するための実務上の着工申込み提出期限を、施行期日の1～2ヶ月前に設定。当該期限日時点でFIT制度による売電を開始していないものは、系統連系工事着工申込みを提出する必要あり。

系統連系工事着工申込みの受領日と適用される調達価格

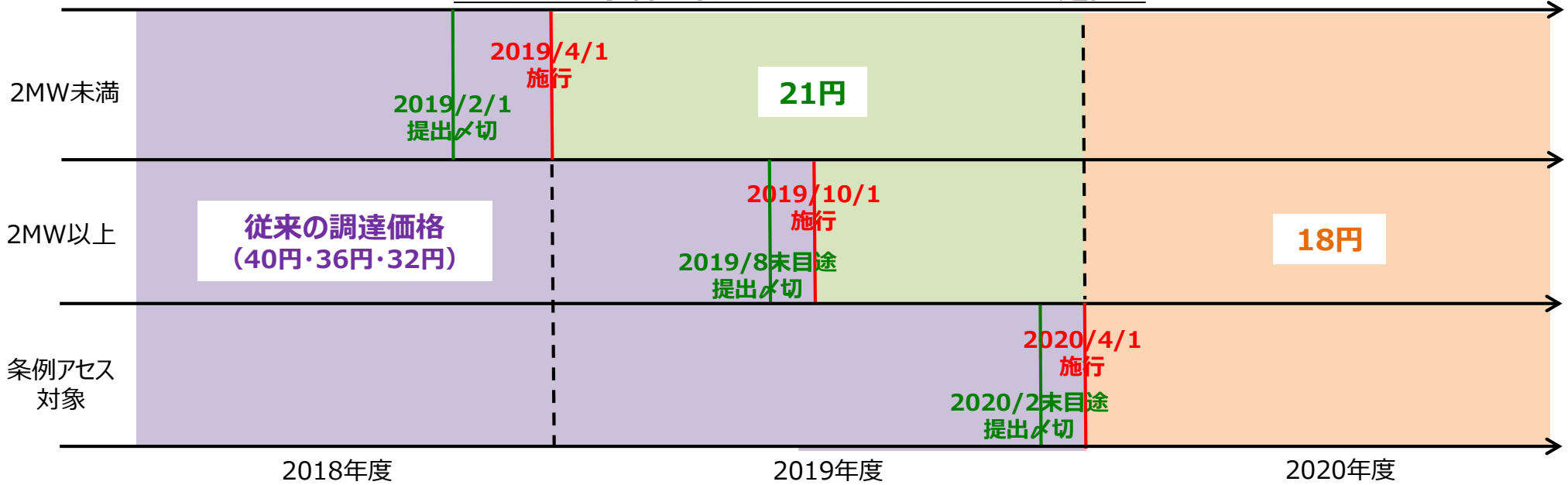

（参考：具体的な措置⑤）運転開始期限

- **着工申込みの受領日の２年前の年度の調達価格**が適用されることを前提に、通常案件が「**認定時の調達価格**を適用＋**運転開始期限３年**」であることとのバランスを踏まえ、
  - **施行期日より前に着工申込みが受領**されたものについては、今回の措置の**施行期日から**
  - **施行期日以後に着工申込みが受領**されたものについては、最初の**着工申込みの受領日から**

  起算して、原則として**１年間**を運転開始期限とする。
- なお、**条例に基づく環境アセスメント対象事業**については、着工申込みの受領が**施行期日に間に合った場合の運転開始期限を2020年12月31日**とする。

※ 運転開始期限を超過した場合の取扱いについては、調達価格等算定委員会において「超過した分だけ月単位で調達期間を短縮するべき」との意見が取りまとめられており、これを尊重して経済産業大臣が決定する。

※ 既に運転開始期限が設定されている事業と同様、（着工申込み前であれば）**太陽光パネルの変更を行っても調達価格が変更されない仕組み**とする（2018/12/10施行）。ただし、太陽光パネルの変更を行った場合は、今回の措置の適用除外には該当しなくなる。

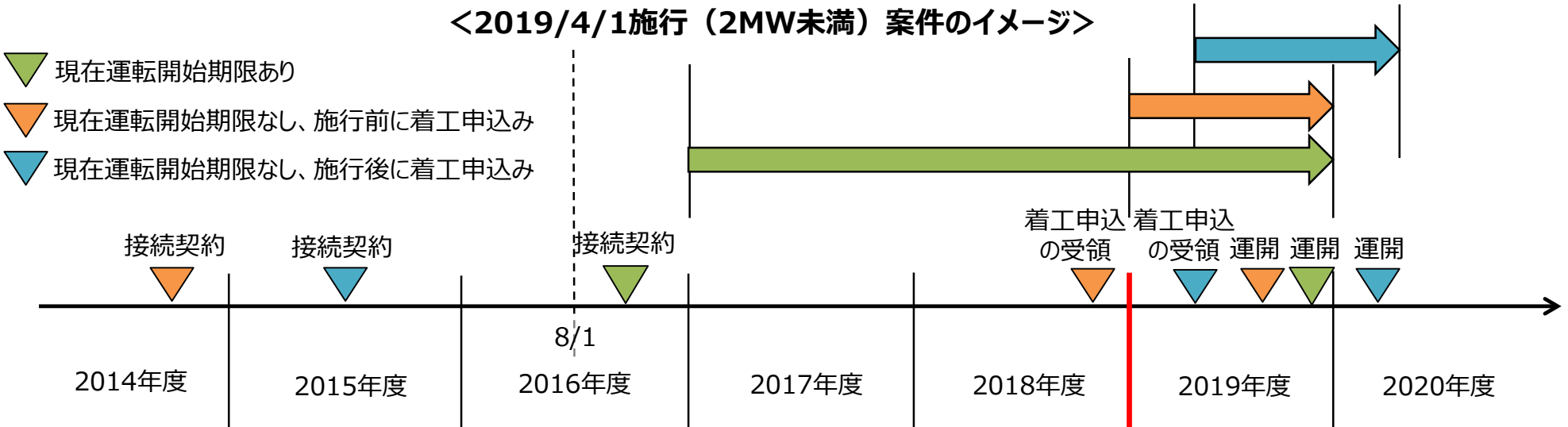

未稼働案件（2015年度認定）への対応の方向性（案）

- 昨年10月の本小委員会（第9回）においては、2012～14年度認定案件に対する具体的な対応について御議論いただいたほか、**１年ごとに措置の対象を拡大**し、
  - **2015年度認定**（29円･27円）案件については**2020年４月１日**
  - **2016年度認定**（24円）案件については**2021年４月１日**

  を施行期日とする方針を取りまとめていただいたところ。
- 他方で、パブリックコメントを踏まえて2012～14年度認定案件に対して講じた**適用除外の設定**や事業規模等に応じた**猶予期間の確保**は、**「対応案の発表から施行までの期間が短く予見可能性が十分でない」との御意見**にお応えしたもの。
- 2015年度認定案件については、**2018年10月の時点で具体的な案が提示**されており、十分な予見可能性が確保されていると考えられることから、**適用除外や猶予期間を設けることなく**、予定どおり**2020年４月１日を施行期日として同様の措置**を講じることとしてはどうか。

未稼働案件（2015年度認定）への具体的な対応（案）

- **2015年度認定**の事業用太陽光発電で、**運転開始期限が設定されていない（2016年7月31日以前に接続契約が締結された）**ものが対象。
- 以下の**期限までに運転開始準備段階に入った**（送配電事業者によって系統連系工事着工申込みが不備なく受領された※1）**ものは、従来の調達価格**を維持。**間に合わなかったものは、運転開始準備段階に入った時点の２年前の調達価格**（例：2020年度受領 ⇒ 2018年度18円/kWh）を適用。

  ※1）系統連系工事着工申込みに当たっては、**林地開発の許可等の主要な許認可の取得**や、**環境影響評価法又は条例に基づく環境影響評価における評価書の公告・縦覧の終了**を要件とする。
- 新たに**運転開始期限（原則として１年間）を設定**し、早期の運転開始を担保。なお、着工申込み前であれば、**調達価格を維持したまま太陽光パネルを変更できる**仕組みとする。

FIT認定出力	（提出期限）※2	系統連系工事着工申込みの受領期限	運転開始期限※3
2MW未満	（2020/1末目途）	2020/3/31	2021/3/31
2MW以上	（2020/2末目途）		

※2）2MW未満は件数が多く受領のための事務処理に時間を要することから、２ヶ月間程度の期間を確保できるよう実務上の提出期限を設定

※3）着工申込みの受領が期限に間に合わなかった場合の運転開始期限は、最初の着工申込みの受領日から1年間

（参考）具体的な対応案① 措置の対象

- 大量の未稼働案件による歪みが顕著に現れている**事業用太陽光発電**のうち、運転開始期限が設定されている高価格・未稼働案件については、2017年４月1日（改正FIT法の認定を受けたとみなされた日）から起算して３年後（2020年３月31日）までの運転開始を目指して事業化を進めていくことになるが、一方で、**運転開始期限が設定されていない**案件には、引き続き**運転開始を促す仕組みが何ら無い**状況。

- 運転開始期限が設定されていない（＝**早期に接続契約を締結した**）ものについては、**無制限に運転開始を先延ばししてよいという権利が与えられたものではなく**、むしろ、本来は**運転開始期限が設定されたものより早く事業化に至る**ことが当然に期待されていた。

- 特に、2012年度～2014年度に認定を受けた案件は、**既に認定から４～６年が経過**しつつあり、運転開始までの目安となる３年を大きく超過。このため、まずは
  －**2012年度～2014年度にFIT認定**を受けた**事業用太陽光発電（10kW以上）**のうち、
  －**運転開始期限が設定されていない**（2016年７月31日までに接続契約を締結した）もの
  を対象（計1,000万kW以上※）に、適時の調達価格が適用されるようにするための措置を講じ、その後も**認定から４年以上運転開始していないもの**を対象とするべく、**１年ごとに対象年度を拡大**していくことを基本としてはどうか。　※経済産業大臣に提出された事業計画より集計。1,100万kW弱～1,700万kW弱の範囲。

対象となる認定年度	今回	1年後	2年後
2012年度（40円）	○	○	○
2013年度（36円）	○	○	○
2014年度（32円）	○	○	○
2015年度（27円）		○	○
2016年度（24円）			○

（参考）具体的な対応案⑤ 施行日

- 既に事業者側の準備が全て整っている段階にある事業を念頭に、当該事業者が必要書類等を準備し、送配電事業者に対して**着工申込みの手続を行うのに通常要すると想定される合理的な期間を確保**することとし、それ以降に送配電事業者が着工申込みを受領するものについて、適時の調達価格を適用する措置を講じることとしてはどうか。
- 具体的には、**2019年３月末までに着工申込みが受領されるものについては、これまでどおりの調達価格を適用**し、**2019年４月以降に着工申込みが受領されるものについては、その２年前の年度の調達価格を適用**することとしてはどうか。（現時点から施行日まで**５ヶ月程度の期間が確保**されることになる。）
- また、**毎年４月１日を施行日として対象年度を拡大**していくことを基本としてはどうか。

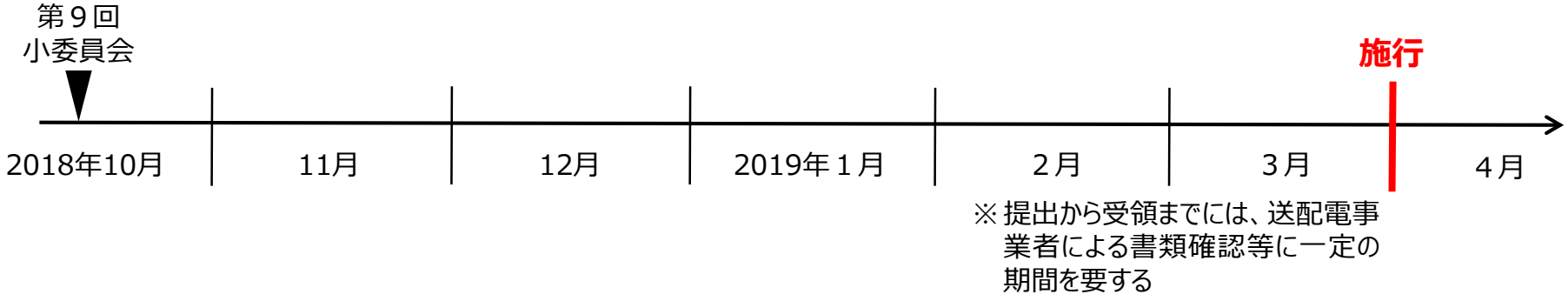

（参考）まとめ

- **2012～14年度認定**の事業用太陽光発電で、**運転開始期限が設定されていない**もののうち、運転開始準備段階に入っていないものは、**運転を開始する時点のコストを反映した適正な調達価格**を適用。

➔ **2019年3月末までに**送配電事業者によって**系統連系工事の着工申込みが不備なく受領されるか**で判断。

○ 従来の調達価格（**40円･36円･32円**） ＋ **2019年４月１日から１年間**の運転開始期限

× 2019年度に着工申込みの受領： **21円** ＋ **最初の着工申込みの受領日から１年間**の運転開始期限

× 2020年度に着工申込みの受領： **18円** ＋ **最初の着工申込みの受領日から１年間**の運転開始期限

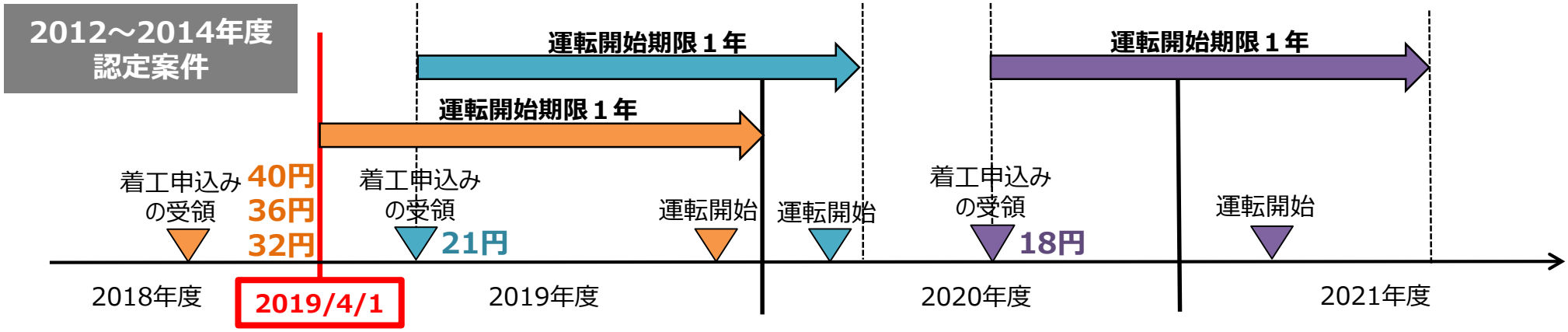

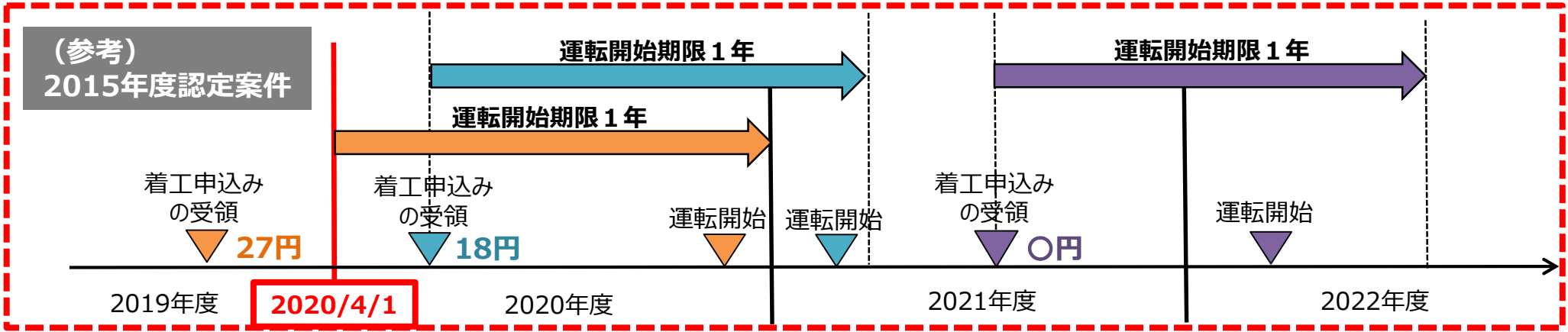

１．未稼働案件（2015年度認定）への対応

２．洋上風力促進WGにおける検討の結果と再エネ海域利用法・系統整備の在り方

洋上風力促進WGにおける検討の経緯

- 再エネ海域利用法の運用の詳細については、2018年12月から、本小委員会の下で専門的検討を行う「洋上風力促進ワーキンググループ」及び交通政策審議会洋上風力促進小委員会の合同会議（以下「合同会議」という。）において、合計４回にわたって議論し、**本年４月に「中間整理」を取りまとめ**。
- 中間整理では、①本法の運用に係る基本方針、②促進区域の指定基準、③占用公募の実施方法、④事業者選定のための審査・評価手法、⑤運用に係るスケジュール等について、基本となる考え方を整理したところ。
- さらに同整理では、今後の制度の運用に当たり、（１）各種ガイドラインの策定※、**（２）引き続き検討することとされた論点の検討**、（３）今後の法運用を踏まえた検討、の３つの対応を政府に求めている。

  ※促進区域指定に係るガイドライン及び占用公募制度に関する運用指針について、パブリックコメントの手続を経て、近日中に策定予定。
- このうち、（２）については、**系統に係る契約の承継条件などを検討課題として挙げており、第１回の公募が開始されるまでの間に整理する必要**があることから、本小委員会において検討いただきたい。

【参考】 合同会議の概要

＜委員＞

石原　孟	東京大学大学院工学系研究科	教授
◎牛山　泉	足利大学	理事長
大串　葉子	椙山女学園大学現代マネジメント学部	教授
加藤　浩徳	東京大学大学院工学系研究科	教授
○來生　新	放送大学	学長
清宮　理	早稲田大学	名誉教授
桑原　聡子	森・濱田松本法律事務所	パートナー弁護士
中原　裕幸	一般社団法人海洋産業研究会	常務理事
原田　文代	株式会社日本政策投資銀行企業金融第５部	担当部長
山内　弘隆	一橋大学経営管理研究科	教授　（五十音順）

◎洋上風力促進ワーキンググループ　座長
○洋上風力促進小委員会　委員長

＜主な議論事項＞

①本法の運用に係る基本方針、②促進区域の指定基準、③占用公募の実施方法、④事業者選定のための審査・評価手法、⑤運用に係るスケジュール

【参考】 中間整理において引き続き検討することとされた論点

＜第１回の公募開始時までに検討すべき事項について＞

本合同会議における議論の中で**引き続き検討することとされた論点**についても、事業者が公募占用計画を作成するに当たり必要となる事項については、**第１回の公募開始時までに明確にする必要**がある。特に、**全国で統一的に定めるべき事項**については、**事業者の予見可能性を確保**するため、…ガイドライン等を補足するなどの方法により、**第１回の公募占用指針の作成までに明らかにしておくべき**である。

＜引き続き検討することとされた論点＞

○ **系統に係る契約の承継条件**
○ 発電設備の撤去方法や撤去費用の確保に関する方法
○ より詳細な公募占用計画の評価の方法（事業実施実績の評価等）
○ 地元関係者との接触に関する事項

など

（参考）再エネ海域利用法の概要

- 再エネ海域利用法に基づく具体的な手続の流れは、以下のとおり。

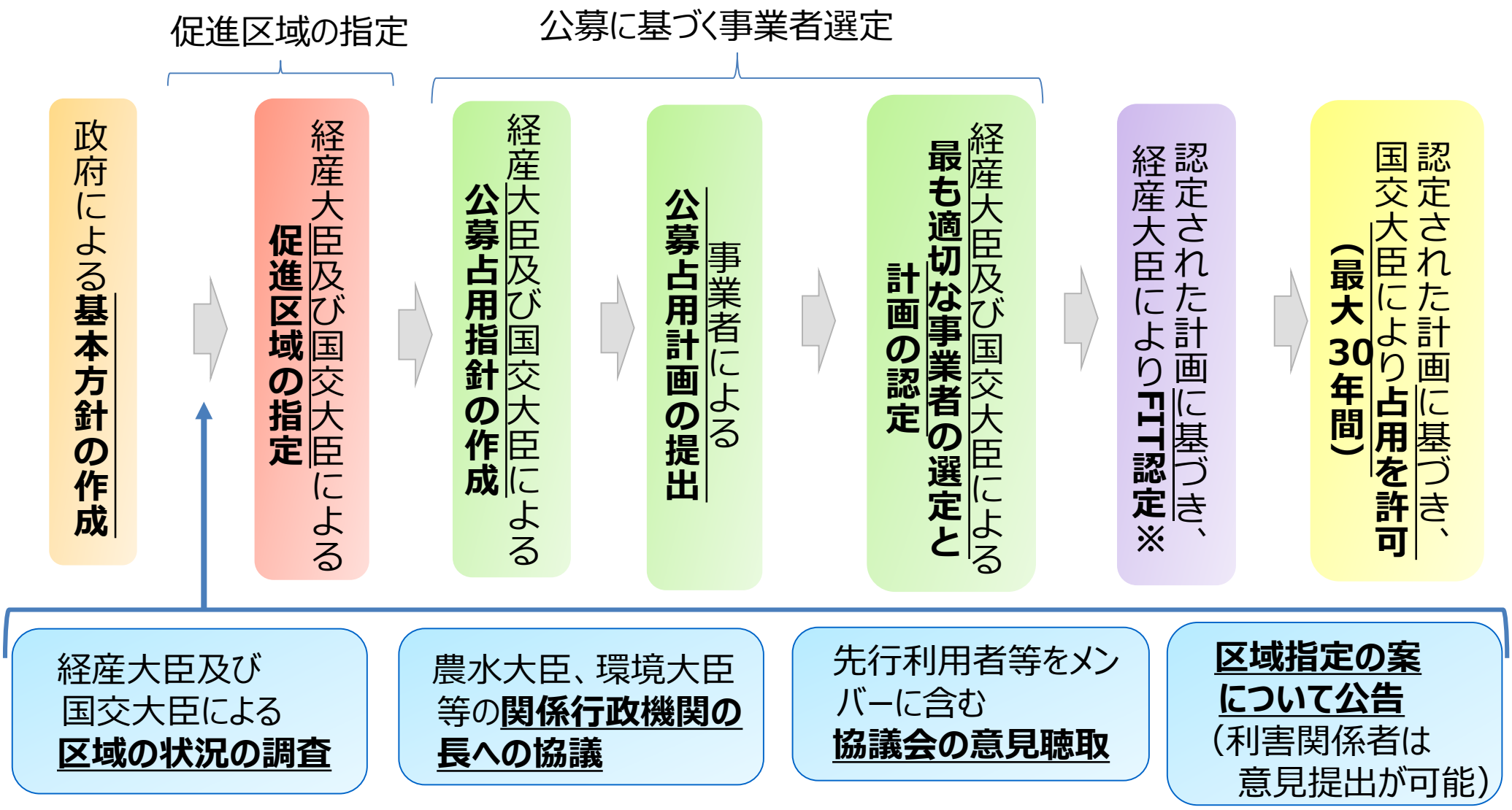

※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

（参考）合同会議での検討結果① 再エネ海域利用法の運用に係る基本的な方針

- 再エネ海域利用法の運用に当たっては、以下の４つの原則を考慮すべきである。

原則①　長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現

- 再エネ海域利用法は、その目的として「海洋再生可能エネルギー発電事業の**長期的、安定的かつ効率的**な実施の重要性」を掲げている。
- 信頼性のある電源として洋上風力発電の導入を拡大するため、**地域との共生**を図りつつ、**発電設備を確実に設置・運用していくことが重要**。
- また、欧州におけるコスト低減を踏まえ、我が国においても**国民負担の軽減**を図るため、**適切な競争環境を整える**ことが重要。

原則②　海洋の多様な利用等との調和

- 再エネ海域利用法は、その目的として「**海洋に関する施策との調和を図る」**を掲げている。一般海域の利用に当たっては、海運業者、漁業者等の先行利用者との調整が必要であるほか、海洋環境の保全、海洋の安全の確保といった他政策との調和を図ることが重要。

原則③　公平性、公正性かつ透明性のある制度の実現

- 洋上風力発電は、事業規模が数千億円に上り得る非常に大きなプロジェクトであり、その関係者も多数に上る。
- 本法の運用に当たっては、**公平性、公正性かつ透明性のある制度を実現し、適切な競争環境を整える**ことによって、コスト削減、先進的な技術開発等の企業努力を後押ししていくことが重要。

原則④　計画的・継続的な洋上風力発電の促進

- **長期的、安定的かつ効率的に洋上風力発電を促進**していくためには、**コストの低減や故障・災害時等の迅速な機能回復に資するサプライチェーンを構築することが重要**。
- 本法の運用に当たっては、計画的・継続的に洋上風力発電を促進していくことにより、事業者の予見可能性を確保するとともに、**継続的な市場を形成**し、我が国における洋上風力産業の健全な発展を図っていく。

（参考）合同会議での検討結果② 促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第８条第１項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、**第１号から第６号までの基準**が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、**第１号から第６号までの基準を総合的に判断**し、**洋上風力発電に適した区域を選定**していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法　第８条第１項）

第１号　自然的条件と出力の量

✓ **気象、海象その他の自然的条件が適当**であり、海洋再生可能エネルギー**発電設備の出力の量が相当程度に達する**と見込まれること。

第２号　航路等への影響

✓ 当該区域及びその周辺における**航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく**、海洋再生可能エネルギー**発電設備を適切に配置することが可能**であること。

第３号　港湾との一体的な利用

✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送**に関し**当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能**であること。

第４号　系統の確保

✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備と**電気事業者が維持し、及び運用する**電線路との電気的な接続が適切に確保されることが**見込まれること。

第５号　漁業への支障

✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、**漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること**。

第６号　ほかの法律における海域及び水域との重複

✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した**漁港の区域**、港湾法に規定する**港湾区域**、海岸法により指定された**海岸保全区域**等と**重複しないこと。**

（参考）合同会議での検討結果③ 促進区域の指定プロセスの概要

- **促進区域の速やかな指定**のため、まずは**様々な既知情報を収集し**、これを踏まえて**①有望な区域を選定**。
- 有望な区域においては、**②協議会の設置**と**③国による詳細調査**を実施。その結果を踏まえ、**④指定基準への適合性を判断**し、関係行政機関の長との協議等の法定の手続を経た上で、**促進区域を指定**。
- 有望な区域の選定や、最終的な促進区域の指定基準への適合性の判断は、**公平性・公正性を確保**しつつ、**専門的・技術的な観点から検討**するため、有識者を含めた**第三者委員会の評価**を踏まえて行う。
  - 第三者委員会は、年度ごとなど**定期的に開催**することを想定。また、審査に当たっては、指定基準への適合性のほか、**中長期的な洋上風力発電の導入量に隔たりが生じないかという観点でも評価**を行う。
- **公平性を確保**しつつ、**継続的・計画的に運用**するため、一連のプロセスは**年度ごとに開始**する。

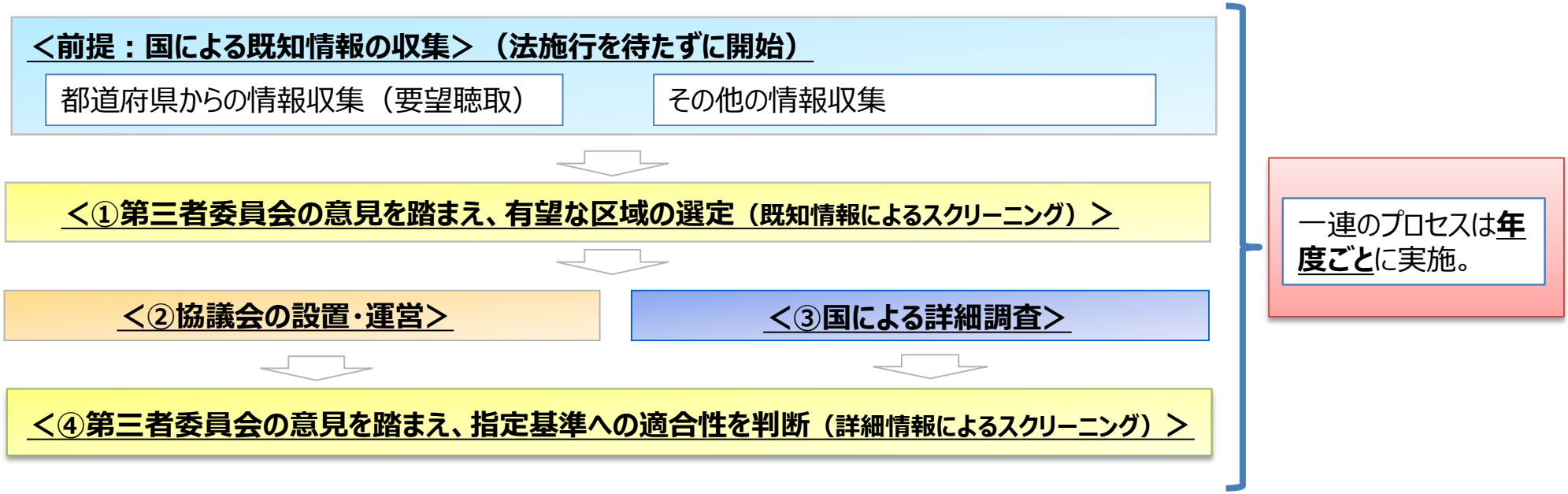

（参考）合同会議での検討結果④ 公募プロセスの全体像

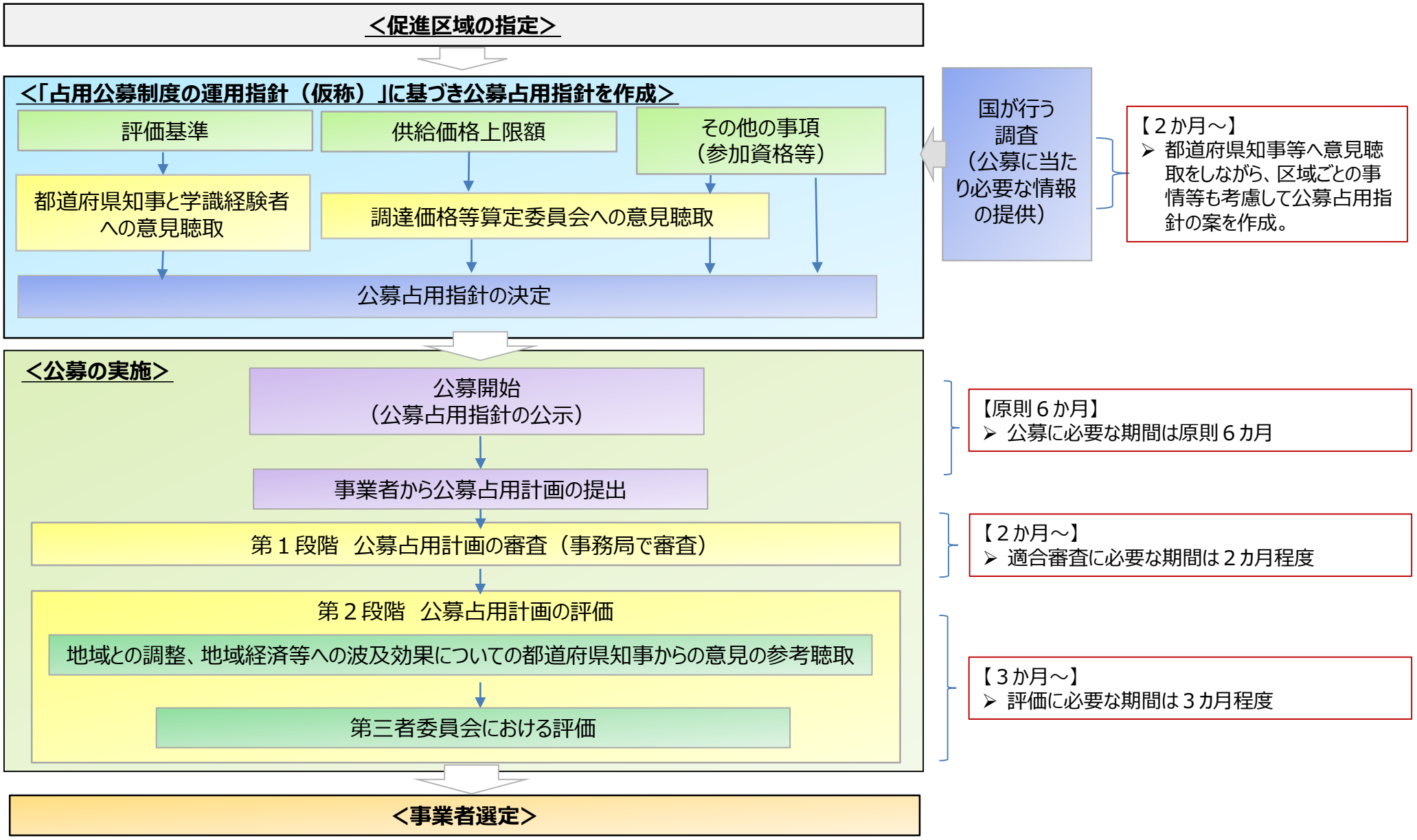

（参考）合同会議での検討結果⑤ 公募占用計画の評価の全体像

- 事業者から提出された公募占用計画を総合評価方式により評価する際、①**長期性、安定性、効率性に関する多くの要素は最終的には価格に反映**されること、②**供給価格は客観的な評価が可能**であること、加えて、③再エネの最大限の導入と**国民負担の抑制の両立を図る観点**から、**供給価格を最も重要な要素**として評価する。
- 一方で、洋上風力プロジェクトは、**長期にわたり海域を占用**すること、他の再エネ電源と比べても**地元関係者が多く**、そうした**関係者との調整が必要**なことに加えて、**部品数が多く**、また、**長期にわたってメンテナンスが必要**になり特に地域経済等への波及効果が大きいこと、洋上工事は陸上工事と比べて難易度が高いことから、**①事業の実施能力**、**②地域との調整や事業の波及効果**という観点から**事業実現性に関する要素を評価する必要**。
- これらを踏まえ、**事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点**は、当初は**１：１**とし、引き続き方式の精査を図り、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討する。
- なお、地域と結びつきの強い他の入札事例も踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は、**２：１**とする。

価格(120点)	事業実現性に関する要素（120点）	
	事業の実施能力（80点）	地域との調整、地域経済等への波及効果（40点）
・供給価格の額	＜例＞ ・事業実施実績 ・事業計画 ・リスク分析 ・故障時の速やかな修繕等による電力の安定供給 ・将来的な価格低減に向けたサプライチェーン形成 ・最先端技術の導入　　等	＜例＞ ・関係行政機関の長等との調整能力 ・周辺航路、漁業等との協調・共生 ・地域経済への波及効果 ・国内経済への波及効果　　等

地域との調整、地域経済等への波及効果について、都道府県知事からの意見を参考聴取

第三者委員会の評価

経済産業大臣、国土交通大臣による評価

（参考）合同会議での検討結果⑥ 事業実現性に関する要素の配点案

評価	事業実現性に関する評価項目【120点】									
	事業の実施能力【80点】						地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】			
	事業の確実な実施【６５点】				安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】		波及効果【20点】	
	実績【30点】	事業実現性【35点】			安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】		地域経済等への波及効果【20点】	
	事業実施実績【30点】	事業計画の実現性【20点】	リスクの特定及び対応【15点】	財務計画の適切性【0点】	電力安定供給と将来的な価格低減【10点】	最先端技術の導入【5点】	関係行政機関の長等との調整能力【10点】	周辺航路、漁業等との協調・共生【10点】	地域経済への波及効果【10点】	国内経済への波及効果【10点】
トップランナー（10割）	・極めて適切な実績（国内の実績に限る）【30点】	・最も確実に事業を実現【20点】	・極めて適切なリスク分析と対応【15点】		・両方の観点から極めて適切な対応【10点】	・世界初の最先端技術導入を進めている【5点】	・国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【10点】	・最も協調・共生の可能性が高い【10点】	・最も地域経済への波及効果がある【10点】	・最も国内経済への波及効果がある【10点】
ミドルランナー（7割）	・優れた実績（海外の実績を含む）【21点】	・優れている【14点】	・優れている【11点】		・片方の観点が極めて適切に対応しており、もう片方の観点も優れている【7点】	・今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている【4点】	・国内陸上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】
最低限必要なレベル（3割）	・良好な実績（海外の実績を含む）【9点】	・良好【6点】	・良好【5点】		・良好【3点】	・汎用的な技術の中で最も進んでいる技術の導入【2点】	・その他の調整に係る有意義な実績【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】
					不適切とまでは言えないレベル【０点】					
失格	・実績なし【失格】	・事業実現可能性があると言えない【失格】	・事業実現可能性があると言えない【失格】	・事業実現可能性があると言えない【失格】			・実績があっても、能力がないと判断できる場合【失格】			

（参考）合同会議での検討結果⑦ 促進区域の指定の主な論点に対する考え方

＜促進区域の指定数＞

- 再エネ海域利用法では、地域関係者のご理解を前提に、**2030年度までに運転が開始されている区域を5区域**とすることをKPI（※）として、促進区域を指定し、公募による事業者選定を行い、長期の占用を許可することとしている。

  ※KPI･･･Key Performance Indicator（重要業績評価指標）

- もっとも、**再エネ海域利用法のKPI**（5区域）は**キャップ（上限）ではない**。**国民負担や系統制約といった再エネ導入拡大に当たっての課題を克服し、地域関係者のご理解があれば**、**これを超えて**促進区域を指定し、公募による事業者選定を経て、**長期占用許可を行うことは可能**。

＜促進区域の単位（規模）、指定のタイミング＞

- **促進区域の単位（規模）**は、**国内や海外の事例等を踏まえ**、**効率的な事業の実施が可能となるか**という観点から検討する。促進区域の範囲は、**地域ごとの事情**や、**競争性確保等の観点**も踏まえ、**都道府県の意見**も考慮しつつ決定する。

  ※ **欧州主要国**においてこれまで設置又は入札にかけられた**洋上風力発電１区域当たりの平均出力**は**約35万kW**。

  ※ これまでの**陸上風力発電**におけるコストデータを分析すると、**より低い資本費で事業が実施できているのは3万kW以上**の案件。

- このため、促進区域は都道府県で一区域とは限らず、**同一の都道府県内に複数の促進区域が指定される**こともあり得る。

- また、**促進区域の指定プロセス**は**年度ごとに開始**し、**中長期的に見た場合に導入量に隔たりが生じないかという観点**も踏まえつつ、**計画的、継続的に運用**することを想定。

- このため、**同一の都道府県内**であっても、例えば、初年度に指定されなかった区域が翌年度に指定されるなど、**地域の調整状況等に応じ**、**段階的に促進区域が指定される**こともあり得る。

＜漁業への支障の有無の確認＞

- 再エネ海域利用法は、**漁業に支障を及ぼさないと見込まれること**を促進区域の指定の基準として定めている。

- 当該区域における漁業への支障の有無は、**協議会**において、**関係都道府県、関係市町村、関係漁業団体等と協議**することにより確認し、**漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない**。

- また、実際の運用に当たっては、都道府県からの情報も参考にしつつ、**協議会の設置等の前**にも漁業の操業について支障がないことを**関係漁業団体に十分に確認**し、支障がある場合には、区域指定は行わないこととする。

（参考）合同会議での検討結果⑧ 今後の制度の運用の方針について

＜計画的・継続的な促進区域の指定に関する考え方＞

- また、促進区域の指定プロセスは**年度ごとに開始**し、中長期的に見た場合に**導入量に隔たりが生じないか**という観点も踏まえつつ、**計画的、継続的に運用**することを想定。

  ※ コスト低減を実現した欧州において、継続的に洋上風力発電の導入が開始された2000年代以降の**年間平均導入量は約100万kW**。

- また、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現のためには、洋上風力産業の成熟度合いも加味しつつ、洋上風力発電が確実に実施できる規模も勘案しながら年間の導入規模を決定する必要がある。このため、**特に初期の段階**においては、**より限定的に促進区域を指定**し、**段階的に導入拡大を図る**という視点も考慮する。

＜公募の競争性を確保するための方策＞

- 我が国における洋上風力発電の効率的な開発のため、まずは、**指定された促進区域ごとに公募を実施**し、**競争を促すことが必要**。
- このため、公募の実施に当たっては、**多数の事業者が公募に参加可能な環境**を整えるべく、**十分な情報提供、公募期間の適切な設定、透明性のある評価基準の設定**などに努めるとともに、**より効率化を促すより精度の高い供給価格上限額の設定を行っていく**。
- その上で、上記のような競争性を確保するための方策を講じたにもかかわらず、初期の公募において一者応札が目立つなど、十分に競争性が確保されていないと認められる状況が生じた場合には、**より競争性を確保するための制度設計**を検討する。
- 具体的には、第１回目の公募における競争状況も踏まえ、諸外国における制度も参考に、**本制度の運用の見直し（例えば複数の促進区域間での比較・競争といった要素を取り入れた公募の運用等）**も検討する。

再エネ海域利用法における系統確保の方法について

- 洋上風力発電事業の実施のためには、当該区域において**系統接続の見込みがあることが必要**である。
- この点、促進区域の候補となる区域において、**事業者等が既に十分な系統容量を確保**しており、かつ、**事業者が希望する場合には、占用公募の前提として当該事業者が確保している系統容量を活用**することが可能であり、円滑な法施行の観点からもこれを活用することが合理的であると考えられる。
- このため、法施行当初の運用としては、**（１）事業者等が電力会社との間で接続契約を締結している場合**、**（２）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合**に系統接続の見込みがあるものと整理している。
- （２）については、さらに**①事業者が暫定容量を確保している場合**、**②募集プロセスにおいて優先系統連系希望者に決定されている場合**、**③日本版コネクト＆マネージにより系統接続できる蓋然性が高い場合等**の３つに細分化して整理しているところ。

【参考】合同会議中間整理　（経済産業省資源エネルギー庁国土交通省港湾局、2019年４月）　P12～13

（※）「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議

４．発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（４号）

（２）確認の視点

上記の考え方を踏まえ、「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること」の確認の視点としては、以下の方法 とすることが適切である。

- **事業者等が、確保している系統を、促進区域の指定後の占用権の公募のために活用すること**（他の事業者が選定された場合**は当該事業者に系統に係る契約を承継すること**）**を希望していること**。
- 事業者等が想定される発電事業の規模につき「十分な系統容量を確保している場合」としては、**（１）事業者等が電力会社との間で接続契約を締結している場合**、**（２）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合**が考えられる。
- （２）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、①当該区域において、事業者等が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、**暫定的な系統容量を確保している場合**、**②電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合**（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）、**③ 日本版コネクト&マネージ（N-1 電制・ノンファーム型接続）の適用により系統接続を確保できる蓋然性が高い場合**等が想定される。
- 系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものとして、促進区域の指定をしないことが適当である。

系統確保に係る論点（１）系統の承継条件

- 再エネ海域利用法の運用では、**占用公募の前提として事業者が確保している系統容量を活用できることの確認手段**として、**他の事業者が選定された場合は当該事業者に系統に係る契約を承継することを希望するかを確認**することとしている。
- 一方、公募の時点で系統に係る契約の承継条件が明らかになっていないと、入札参加事業者は事業の予見可能性を確保できず、適正な価格な設定が担保できなくなるという問題が生ずる。

- このため、**①系統に係る契約の承継条件**、**②複数の事業者が系統を確保している場合の取扱い**などについて、**あらかじめ整理した上で、公募占用指針などにおいて反映**させていくことが必要。
- その際、系統に係る契約を締結していた事業者とこれを承継する事業者が、不当に利益を得、又は不当な不利益を被らないよう、その**承継が客観的に見て公平な条件に基づいて行われることを担保**することが重要であり、こうした観点から、今後、本小委員会において御議論いただくこととしたい。

【参考】第14回　系統ワーキンググループ資料「東北エリアの系統状況の改善に向けた対応について」

- （一般海域における利用ルールに係る）制度整備の詳細は現在検討中だが、その内容によっては制度整備後、本募集プロセスにおいて**優先系統連系希望者となった者と、同制度上発電事業を行うことができる者が相違する可能性**が生じ得るため、募集プロセス全体を円滑に進め、洋上風力発電の速やかな導入を実現する可能性から、両者について何らかの**整合性を確保する方策等を講ずる必要**があるのではないか。

（方策の例）

優先系統連系希望者と制度上発電事業を行うことができる者を一致させる必要があるため、**優先系統連系希望者の事業を、同制度上発電事業を行うことができる者に制度的に承継**することを担保し、その際、優先系統連系希望者やその事業を承継する者が、不当に利益を得、又は不当な不利益を被らないよう、**その承継が客観的に計算された価格に基づいてなされる**ことを担保すること。

【参考】合同会議・中間整理13頁脚注

「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること」の確認の視点としては、以下の方法とすることが適切である。

- **事業者等**が、**確保している系統**を、**促進区域の指定後の占用権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者に系統に係る契約を承継（※）すること）を希望**していること。

※　一部の委員からは、系統に係る契約の承継の条件として、**承継の当事者が不当に利益を得、又は不当な不利益を被らないよう、その承継が客観的に計算された価格に基づいて行われることを担保**するとともに、**承継価格の計算方法についても可能な限り具体化すべき**であるという意見があった。

系統確保に係る論点（２）系統の確保の主体

- 区域指定の前提として**事業者による系統容量の確保を求めることとすると、以下のような課題が生じ得る**。
  - 区域指定の規模が、事業者が獲得した系統枠の規模に依存するため、**洋上風力のコスト低減を進めるために必要な規模で区域指定を行えない**
  - 海域の占有は陸上と異なり、風力事業者が同じ区域で**重複して系統枠を確保してしまうおそれがあり**、必要規模以上に系統枠が押さえられてしまい、**本来系統接続できたはずの他電源が接続できなくなる**
  - 系統枠を確保した事業者が公募で勝てなかった場合の**事業承継ルールが複雑**
  - 複数の事業者が系統枠を確保した場合、**落札できなかった事業者は接続契約の承継を行えないというリスクを負う**
- こうしたことから、合同会議の一部の委員からは、当面はやむを得ないとしても、**将来的には、事業者の確保している系統を利用するだけでなく、あらかじめ国で系統を確保するといった方策を検討するべき**であるとの意見も表明されていたところ。

- 以上の課題認識を踏まえ、脱炭素化に向けた電力レジリエンス小委員会と連携しつつ、他の電源との公平性の観点にも留意しながら、**区域指定とも整合的な形で**、適切な時期・場所に**必要な系統容量をあらかじめ確保することが可能な仕組みへ移行すること**を検討してはどうか。その際、系統容量が**必要以上に押さえられることのないような規律**についても併せて検討していくことが必要ではないか。
- その上で、既存の系統容量が不足している場合には、**洋上風力発電のポテンシャル**を踏まえた**「プッシュ型」の系統形成の在り方について、議論を進めていくことが必要**ではないか。